

4月1日
から

上下水道料金等に関する業務を民間委託します

問合せ先 上下水道サービス課 ☎22-8143
※4/1以降は上下水道お客様センターとなります。

市では、市民サービスの一層の向上と事業経営の効率化を図るため、平成30年4月1日から、これまで上下水道サービス課職員が行っていた上下水道料金などの受付、検針、料金収納業務を民間事業者へ委託します。今回の委託を実施するにあたり、**市民の皆さまにあらためて手続きいただくことはありません。**

委託する業務内容

- ・上下水道の使用水量や料金に関する問い合わせ
- ・上下水道の使用開始・休止の受付
- ・現地での開栓・閉栓作業
- ・水道メーター等の検針業務 など

受託事業者

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

業務場所

市役所 1階
敦賀市上下水道お客様センター
(現在の上下水道サービス課窓口)



▲ヴェオリア・ジェネッツ株式会社の社員・検針員は、会社指定の制服(写真)を着用し、身分証明書を携帯しています。

取り扱う料金

- ・水道料金・下水道使用料
- ・農業集落排水処理施設使用料
- ・漁業集落排水処理施設使用料
- ・下水道受益者負担金・分担金

水道料金の支払いがコンビニエンスストアでも可能に!

平成30年4月1日以降に発行する納入通知書から、バーコード付きの様式となり、全国のコンビニエンスストアでお支払いいただけます。
※30万円を超えるものは、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

※上下水道の工事については、上水道課(☎22-8144)、下水道課(☎22-8145)までお問い合わせください。

4月1日
から

男女共同参画センターが南公民館3階に移転します

4月から男女共同参画センターが南公民館3階へ移転します。女性相談窓口、市民活動団体の交流スペース「交流サロン」は移転後も引き続き利用できます。

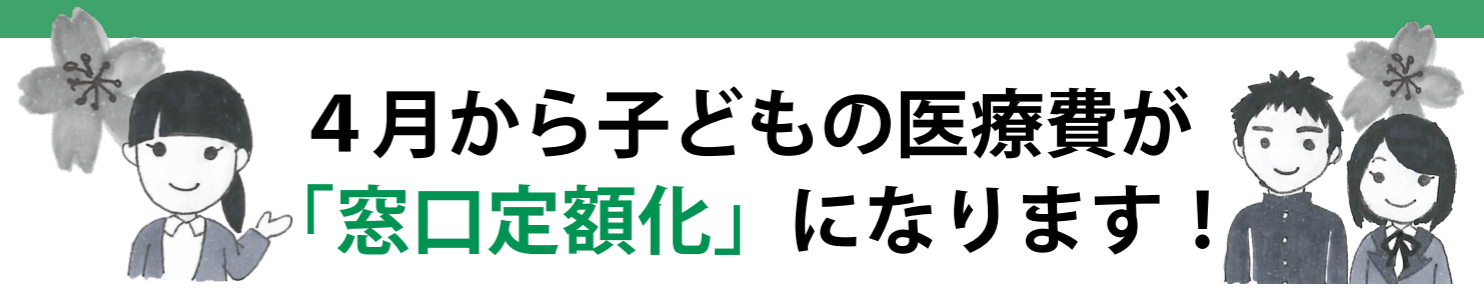
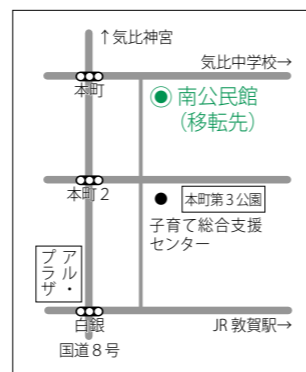
現在の施設は3月31日をもって閉鎖し、移転先においては貸館業務を行いませんので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

移転前後一覧表

	移転前(3月31日まで)	移転後(4月1日以降)
所在地	三島町2丁目1番6号	本町2丁目1番20号 南公民館3階
電話・FAX	電話 23-5411・FAX 23-5662	
休館日	祝日、第3日曜日、年末年始	
貸館	あり	なし
交流サロン	あり	あり(南公民館3階)
女性相談窓口	あり	あり(南公民館3階)

※南公民館の休館日は、4月1日以降も、これまでどおり月曜日、第3日曜日、年末年始です。

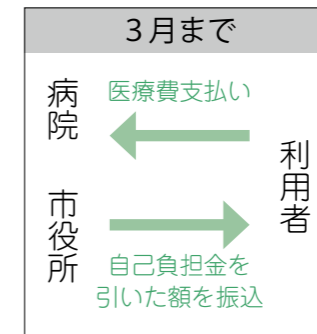
移転場所周辺図



0歳～中学3年生までの子どもの医療費助成が次のとおり変わります。

県内医療機関で受診するときに、新しい医療費受給者証を提示すると、保険診療分の医療費の支払いがその場で助成され、負担するのは**自己負担のみ**(未就学児と母子家庭等医療または、重度障害者医療の対象者は無料)となります。

- ※対象者のいる家庭に**新しい医療費受給者証**を3月下旬に発送します。
- ※**現在お使いの医療費受給者証は4月以降使用できません。**



自己負担金

	対象	通院	入院	調剤
子ども医療費	0歳～小学校入学前(未就学児)	なし	なし	なし
	小学校1年生～中学3年生	1医療機関につき500円/月※1	1医療機関につき500円/日※2	なし

※1 通院の場合：自己負担金は1医療機関(内科・歯科ごと)につき発生します。

※2 入院の場合：自己負担金が4,000円/月を超える分は無料です。

母子家庭等医療費助成制度

および

重度障害者(児)医療費助成制度

中学3年生までの子どもは、県内医療機関で受診するときに、新しい医療費受給者証を提示すると、保険診療分の医療費の支払いがその場で助成され、**無料**となります。ただし、精神障がい者は、通院医療のみ助成対象です。
※高校生以上の人は、今まで同様、県内医療機関での受診時に、窓口で医療費受給者証を提示し、保険診療分の医療費をお支払いください。

医療機関を受診する際には

医療費受給者証と健康保険証を医療機関に提示してください。
受給者証がない場合は、これまでと同じく窓口でお支払いください。

県外で医療機関を受診した場合

医療機関からの領収書(受診者・領収印・保険点数がわかるもの)と印鑑、受給者証を持参し、市役所窓口にて請求手続きを行ってください。

学校や保育園等で怪我をした場合

学校・保育園等での怪我や疾病などの治療は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済制度の対象となり、医療費助成に該当しない場合がありますので、事前に学校・保育園等へ確認をお願いします。

問合せ先 子ども医療費・母子家庭等医療費助成に関すること 児童家庭課 ☎22-8125
重度障害者医療費助成に関すること 地域福祉課 ☎22-8176